（予防接種法施行規則の一部改正）

第七条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三十一中「第三十条の七第四項及び第六項」を「第三十条の十及び第三十条の十二」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第八条　予防接種法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条の七第五号を第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　予防接種を受けた者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する「個人番号」をいう。以下同じ。）

第十条から第十一条の五までの規定中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第十一条の九第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「、死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第十一条の十第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「、死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第十一条の十二第一項第一号及び第十一条の十三第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第十一条の十六第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「、死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号及び第三号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第十一条の十七第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「、死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「及び当該先順位者がその死亡の当時有していた住所」を「、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改める。

第十一条の二十第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「、死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第十一条の二十一第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「、死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「及びその者がその死亡の当時有していた住所」を「、その者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改める。

第十一条の二十三第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び支給前死亡者との身分関係」を「、個人番号及び支給前死亡者との身分関係」に改める。

第十一条の二十六を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第九条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

別表第二号を次のように改める。

別表第二号（第三条関係）

身体障害者手帳交付申請書

平成　年　月　日

本籍地
居住地

職　業	
教　育※	
ふりがな 氏　名	㊞
個人番号	
	年　月　日生

15歳未満の児童

教　育※	
ふりがな 氏　名	
個人番号	
	年　月　日生

都道府県知事（市長）　殿

私身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請致します。

（備考）

1　身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになつている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を［　　］欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

2　※は18歳未満の児童についてのみ記入すること。

3　氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第二十三条に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長。第三十条において同じ。）は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第三十条中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長）」を削る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正）

第十二条　戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、国内に住所を有する先順位者が同条第一項第一号の規定により当該権利を失つたときは、この限りでない。